



### 【PCB廃棄物保管事業者の責務】

PCB廃棄物保管事業者は、以下のことを行う必要があります。  
違反した場合は、改善命令、罰則の対象となります。

#### ◇保管及び処分の状況の届出

そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に届け出る。※毎年度6月30日までに提出。

#### ◇期間内の処分

平成39年3月31日までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、もしくは処分を他人に委託する。

#### ◇譲渡及び譲受けの制限

何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、または譲り受けてはいけません。

#### ◇承継

相続、合併又は分割等により事業者の地位を継承した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)に届け出る。

#### ◇特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理を適正に行うため、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置く。

#### ◇PCB廃棄物の適正な保管

PCBの飛散流出等を防止するため、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。